

令和元年 12 月 11 日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

令和元年 12 月 11 日（水）、午前 9 時 30 分 久留米市商工会館 5 階 会議室に招集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1 番	飯田三津雄	委員
2 番	池田 清茂	委員
3 番	池田 龍子	委員
4 番	石井 孝雄	委員
5 番	稲富 克紀	委員
6 番	上村 孝二	委員
7 番	内田 洋一	委員
8 番	緒方 義範	委員
9 番	笠 幸夫	委員
10 番	古賀 誠一	委員
11 番	古賀 喜治	委員
12 番	坂井 康孝	委員
13 番	平 壯一	委員
15 番	田中 弥生	委員
16 番	手島富士雄	委員
17 番	富松 隆晴	委員
19 番	日比生和雄	委員
20 番	深川 嘉穂	委員
22 番	馬渡恵美子	委員
23 番	森崎 康洋	委員
24 番	諸藤 澄夫	委員

欠席委員は次のとおりである。

田中 文 委員、松延 洋一 委員

事務局の出席者は 10 名である。

- 事務局 おはようございます。12月の総会にあたりまして、報告いたします。  
本日は松延委員、田中文委員より欠席の報告が有っております。  
現時点で出席が現委員数23名中21名の出席があっておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会が成立していることを報告いたします。  
また、本日は傍聴希望者が1名いらっしゃいます。  
傍聴にあたりましては、久留米市農業委員傍聴要領第1条第1項の規定により、会長の許可が必要となっておりますので、会長に許可を求めたいと思います。  
お願いします。
- 議長 はい、本日の1号議案から第8号議案について、1名の方より、傍聴の申し出があ  
っております。  
1名の方の傍聴を許可することにいたしたいと思いますが、これに異議はございま  
せんか。
- 委員 はい。
- 事務局 それでは、傍聴者に入室していただきます。
- 議長 傍聴者の確認をいたします。  
城島町の\*\*\*\*\*さんに、間違いはございませんか。
- 傍聴者 はい。
- 議長 傍聴者に申し上げます。  
本日の傍聴につきましては、第1号議案から第8号議案までといたします。  
議案審議が終了いたしましたら、すみやかに退席をお願い申し上げます。  
よろしく願いいたします。  
それでは、ただ今から総会を始めますが、先月の視察研修については、大変お疲れ  
様でございました。厚く御礼申し上げます。  
それでは、ただいまより12月の農業委員会総会を開催いたします。  
第1号議案 「農地法第3条の規定による許可申請について」、審議番号14番お  
よび19番は、第4号議案 「農地法第5条の規定による許可申請について」、の  
なかの審議番号20番および14番と同時許可が必要な案件でございますので、第4  
号議案と一括して議題といたします。  
それでは、「第1号議案のうち、審議番号14番および19番を除く議案」を議題と

いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 1 ページをお願いいたします。

第 1 号議案 「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転、賃借権設定、使用賃借権設定の許可申請書が提出されたので付議いたします。

所有権移転

東部地域 1 番から 2 ページ 5 番までの 5 件です。

西部地域 6 番から 4 ページ 14 番を除く 16 番までの 10 件です。

賃借権設定

西部地域 17 番 1 件です。

5 ページをお願いいたします。

使用賃借権設定

西部地域 18 番 1 件です。

なお、4 ページの審議番号 17 番につきましては、耕作面積の下限を満たしておりませんが、農地法施行令第 2 条第 3 項第 1 号において、権利の取得後における耕作の事業が草花等の栽培で、その経営が集約的に行われるものと認められ場合には例外とする、とされており、今回の申請は、ハウスでアスパラガスを栽培するものであり、経営が集約的に行われ、少ない面積から大きな収益を上げる場合に該当するものとして、下限面積の例外規定を適用しております。

以上、審議番号 1 番から 13 番までおよび 15 番から 18 番までの各申請案件につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号の審査基準について、審査会において説明を行ってりましたが、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。

以上で、説明を終わります。

議長 はい、事務局からの説明が終わりました。本議案の審議番号 1 番および 17 番は、新規就農者の取得案件でありますので、聞き取り調査の結果について担当委員より報告をお願いいたします。それでは、報告をお願いいたします。

担当委員 では、審議番号 1 番の案件についてですね。11 月の 26 日に私と担当推進委員、および農業委員会事務局職員の方と、ヒアリングを実施いたしましたので、ヒアリングの結果について報告いたします。

申請人の\*\*\*\*\*の主たる農業従事者である代表取締役の\*\*\*\*\*氏は、現在、御井町に住んでおり、今回、山本町耳納の農地を所得して、農業を始める予定です。

\*\*\*\*\*氏の年齢は、46 歳です。

営農計画については、農地の一部にハウスを建てて、きのこ栽培の一つである「松きのこ」の栽培を実施する、という内容です。ハウス以外の部分については「そば」を栽培するという計画になっております。

農業経験は、福岡県内のきのこ栽培農家で研修を受けられており、また松きのこの品種開発元であり、菌床の仕入れ元である広島県世羅町のきのこ園でも研修を受ける予定となっております。

就農後の相談相手は、松きのこについては世羅町のきのこ園へ、そばについては私へ指導を仰ぐことになっております。

農機具については、きのこ栽培については、ハウス内では手作業で収穫するため大型農機具は必要ではなく、そばの播種機、コンバイン等は借用される予定です。

ヒアリングをした結果、本人のやる気も見受けられ、市の認定新規就農者の申請も行われていることから、今後の活躍も見込めるものと考えられます。

また、ヒアリング結果について、12月2日の東部審査会へ報告を行い、問題は無いと判断されております。

以上、審議番号1番について、報告を終わります。

事務局 それでは、担当委員がご欠席のため、事務局より報告いたします。

審議番号17番の案件につきまして、11月28日に担当農業委員と担当推進委員、農業委員会事務局城島事務所職員において、ヒアリングを実施したので報告いたします。

申請人 \*\*\*\*氏は、現在大川市在住の年齢が26歳の方であり、今回、城島町浮島の農地を賃貸借にて借受けて農業を始める予定です。

営農計画は、ハウスにてアスパラガスを栽培する計画となっております。

また、今回は、耕作権の取得面積が2,000㎡ということで、城島町の下限面積50アールを満たしておりませんが、アスパラガスのハウス栽培ということで、集約的に経営が行われるものと判断し、農地法に定める例外規定を適用したものであります。

農業経験は、福岡県農業大学校にて1年間、野菜の栽培技術を学ばれた後、大川市のアスパラガス栽培農家で1年間の研修を経験されています。就農後は、土地所有者や大川市の研修先農家に相談を行うとのことですが、農協の部会加入後には、地元の農家にも相談していきたいとのこと。

農機具につきましては、現在、何も所有はされておりませんが、今後、軽トラックや管理機、散布機を購入される予定となっております。その他、必要となる農機具につきましては、土地所有者から借用するとのこと。

ヒアリングをした結果、本人のやる気も見受けられ、市の認定新規就農者の申請も行われていることから、今後の活躍が見込めるものと考えられます。

また、このヒアリングの結果につきましては、12月3日の西部審査会で報告を行

い、問題は無いものと判断されております。  
以上、審議番号 17 番について、報告を終わります。

議 長 はい、報告が終わりましたので、ただ今から質疑に入ります。  
質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 はい、質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただ今から採決をいたします。  
「第 1 号議案のうち、審議番号 14 番および 19 番を除く議案」について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 はい、ありがとうございます。  
全員挙手により、「第 1 号議案のうち、審議番号 14 番および 19 番を除く議案」は、可決されました。  
つづきまして、第 2 号議案 「農地転用計画変更承認申請について」でございますが、次の第 3 号議案 「農地法第 4 条の規定による許可申請について」と、関連のある案件でございますので、一括して、議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 6 ページをお願いいたします。  
第 2 号議案 「農地転用計画変更承認申請について」、農地転用計画変更承認申請書が提出されたので付議いたします。  
西部地域 1 番 1 件です。  
1 番 申請地 三潯町高三潯 田 3 筆計 964 m<sup>2</sup>、  
申請理由 転用目的および施工期間を変更するものです。  
変更内容 「建売住宅(4 戸)」を「特定建築条件付売買予定地(4 区画)」へ、施工期間「令和元年 6 月 1 日から令和 2 年 1 月 31 日まで」だったものを「許可後から令和 3 年 12 月 31 日まで」に変更するものです。  
こちらにつきましては、平成 31 年 2 月 12 日付にて、5 条許可がなされたものです。「第 3 号議案 7 番」と関連案件となります。  
つづきまして、7 ページをお願いいたします。  
第 3 号議案 「農地法第 4 条の規定による許可申請について」、農地転用許可申請

書が提出されたので付議いたします。

東部地域 1番、2番の2件です。

1番 申請地 田主丸町竹野 田 1,179 m<sup>2</sup>、

申請理由 申請地に盛土を行い畑として利用するものです。

農地区分は、農用地ですが、一時的な利用に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

2番 申請地 北野町金島 田 47 m<sup>2</sup>、

申請理由 申請地を自己用住宅の敷地として拡張するものです。

農地区分は、第1種農地ですが、特別の立地条件を必要とする事業として、不許可の例外規定を適用しております。

西部地域 3番から8ページ7番までの5件です。

3番 申請地 荒木町藤田 畑 239 m<sup>2</sup>、

申請理由 申請地を貸露天駐車場として利用するものです。

4番 申請地 大善寺町中津 田 54 m<sup>2</sup>、

申請理由 申請地を農家住宅の敷地として拡張するものです。

8ページをお願いいたします。

5番 申請地 藤山町 畑 2,881 m<sup>2</sup>、

申請理由 申請地に盛土を行い畑として利用するものです。

農地区分は、農用地ですが、一時的な利用に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

6番 申請地 城島町江上 田 147 m<sup>2</sup>、

申請理由 申請地に自己用住宅を建築するものです。

農地区分は、第1種農地ですが、隣接土地と同一事業に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

7番 申請地 三潁町高三潁 田 3筆計 964 m<sup>2</sup>、

申請理由 申請地を特定建築条件付売買予定地(4区画)として利用するものです。

農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

こちらにつきましては、「第2号議案 1番」と、関連案件となります。

なお、7ページ審議番号1番、8ページ審議番号5番につきましては、県農業会議の意見聴取案件でございます。

以上で、説明を終わります。

議 長 はい、事務局からの説明が終わりましたので、東部審査会、西部審査会の順番で審査結果報告を受けたいと思います。

第2号議案の報告は、第3号議案の説明の中で、合わせてお願いいたします。

それでは、東部審査会から報告をお願いいたします。

東部審査会 はい、それでは、東部審査会から報告いたします。

審議番号 1 番について説明いたします。地図ナンバーは 2 番です。

転用目的は、農地改良行為です。

申請地は、川会小学校から南へ約 650 メートル、竹野小学校から北東へ約 1.7 キロメートルのところに位置します。

農地区分については、農用地ですが、転用目的が一時的な利用に供するものでありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、U字側溝と溜め枒を通じて南側の道路側溝へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除については、L型擁壁を設置する計画となっております。

つづきまして、審議番号 2 番について説明いたします。地図ナンバーは 3 番です。

転用目的は、自己用住宅の敷地拡張です。

平成 5 年に隣接地に住宅を建てるにあたり、農地にはみ出して建築してしまったということで、始末書付きの申請となっております。

申請地は、大城小学校から東へ約 440 メートル、金島駅から南西へ約 1.2 キロメートルのところに位置します。

農地区分については、10 ヘクタール以上の農地の広がりがある区域内にある農地であり、第 1 種農地に該当いたしますが、転用目的が特別の立地条件を必要とする事業に供するもので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、敷地内の溜め枒を経由して南側道路の側溝へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましても、合併浄化槽を通じて南側道路の側溝へ排水されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックにより、土砂の流出を防いでいます。

これら全ての申請案件について、排水承諾書等、添付書類を確認しております。

以上、2 件につきまして、担当地区の農業委員および推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。ご審議の程、よろしく申し上げます。

西部審査会 はい、西部審査会から報告いたします。

審議番号 3 番について説明いたします。地図ナンバーは 4 番です。

転用目的は、貸露天駐車場として利用するものです。

申請地は、荒木中学校から東へ約 600 メートル、上津小学校から南西へ約 2.5 キロメートルのところに位置しています。

農地区分については、おおむね 10 ヘクタール未満規模の農地の区域内にある農地で、市街化区域に近接しておりますので、第 2 種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で南側の水路へ排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つぎに、審議番号 4 番について説明いたします。地図ナンバーは 5 番です。

転用目的は、農家住宅の敷地として拡張するものですが、すでに施工されていたので、始末書付きの申請となっております。

申請地は、大善寺小学校から北へ約 700 メートル、松岡病院から南東へ約 200 メートルのところに位置しています。

農地区分については、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500 メートル以内に病院と保育園がある農地でありますので、第 3 種農地に該当いたします。

雨水排水につきましては、自然流下で南側の水路へ排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、南側道路に埋設している市下水道管へ接続されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックにより、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つぎに、審議番号 5 番について説明いたします。地図ナンバーは 6 番です。

転用目的は、盛土を行い畑として利用するものです。

申請地は、久留米市斎場から南へ約 500 メートル、祐誠高等学校から東へ約 1 キロメートルのところに位置しています。

農地区分については、農用地区域内にある農地ではありますが、転用目的が一時的な利用に供するものでありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、法面施工により、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つぎに、審議番号 6 番について説明いたします。地図ナンバーは 7 番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、江上小学校から南東へ約 1 キロメートル、城島総合支所から南へ約 2.7 キロメートルのところに位置します。

農地区分については、第3種要件および第2種要件に該当せず、特定土地改良事業の施工の区域内にある農地ですので、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が隣接土地と同一事情に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜め枿を経由して東側の水路へ排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を設置して、東側の水路へ排水されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックにより、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つぎに、審議番号7番について説明いたします。

こちらは、「第2号議案 第1番」と関連する案件です。地図ナンバーは8番です。

転用目的は、特定建築条件付売買予定地(4区画)として利用するものです。

今回の転用申請については、当初平成31年2月12日に建売住宅(4戸)を建築する目的で転用許可を受けていましたが、購入希望者の要望に対応するため変更承認申請を併せて行うものです。

申請地は、三瀨小学校から東へ約200メートル、三瀨総合支所から北へ約800メートルのところに位置しています。

農地区分については、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜め枿を経由して、北側の水路へ放流します。

汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して、北側の水路へ放流します。

被害防除につきましては、既存のL型擁壁とコンクリートブロックにより、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

これら全ての申請案件について、排水承諾書等、添付書類を確認しております。

以上、5件につきまして、担当地区の農業委員および推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。ご審議の程、よろしく願いいたします。以上です。

議長 はい、それでは、審査会からの報告が終わりましたので、ただ今から質疑に入ります。  
質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 はい、質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただ今から採決いたします。  
なお、採決にあたりましては、「第2号議案」、「第3号議案」に分けて裁決いたします。  
それでは、「第2号議案」について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 はい、ありがとうございます。  
全員挙手により、「第2号議案」は、可決されました。  
つづきまして、「第3号議案」について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 はい、ありがとうございます。  
全員挙手により、「第3号議案」は、可決されました。  
なお、審議番号1番および5番は、許可相当として、県農業会議へと意見聴取いたします。  
つづきまして、第4号議案 「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、「第1号議案 審議番号14番および19番」と「第4号議案 審議番号20番および14番」は、同時許可が必要となりますので、先に議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 1ページをお願いいたします。  
第1号議案 「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転、区分地上権設定の許可申請書が提出されたので付議いたします。  
4ページをお願いいたします。  
所有権移転  
西部地域 14番 1件です。  
5ページをお願いいたします。  
区分地上権設定  
西部地域 19番 1件です。  
なお、4ページの審議番号14番の案件につきましては、農地法施行令第2条第1項第1号において、教育医療または、社会福祉事業を行うことを目的として、設立された法人がその権利を取得しようとする農地の当該目的にかかる業務の運営に

必要な施設の要に供すると認められる場合は、農地所有適格法人なくとも、不許可の例外として、農地を取得できるとされています。

今回の申請は、学校法人\*\*\*\*\*が経営する\*\*\*\*\*の園児が学童農園として、農地を取得するということでもありますので、権利移動の不許可の例外規定を適用しております。

また、この案件が13ページの「第4号議案の審議番号20番」と同時許可である理由といたしましては、\*\*\*\*\*の農地において、農地として取得する部分と転用地として取得する部分に分けて申請が行われておりますが、土地の分筆が行われていないため、片方の申請のみでは、土地全体の取得が出来ないことによるものです。つぎに5ページの審議番号19番の案件につきましては、農地の耕作者と営農型太陽光発電設備の設置者が異なる場合に区分地上権を設定する必要があるため、12ページの「第4号議案の審議番号14番」と、同時許可となるものです。

以上、審議番号14番および19番の各申請案件につきましては、農地法第3条第2項各号の審査基準について、審査会において説明を行ってりましたが、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。

以上で、第1号議案の説明を終わります。

9ページをお願いいたします。

第4号議案 「農地法第5条の規定による許可申請について」、農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

12ページをお願いいたします。

西部地域 14番、20番の2件です。

14番 申請地 大善寺町宮本 田 595㎡の内1.05㎡、

申請理由 申請地を借り受けて、営農型太陽光発電設備を設置するものです。

農地区分は、農用地ですが、一時的な利用に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

こちらにつきましては、「第1号議案 19番」と、同時許可となります。

つづきまして、13ページをお願いいたします。

20番 申請地 \*\*\*\*\* 田 2,156㎡の内1,832㎡、

申請理由 申請地を取得し、露天駐車場の敷地を拡張するものです。

農地区分は、第1種農地ですが、特別の立地条件を必要とする事業として、不許可の例外規定を適用しております。

こちらにつきましては、「第1号議案 14番」と、同時許可となります。

なお、14番20番につきましては、県農業会議の意見聴取案件でございます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、審査会から審査結果報告を受けたいと思

ます。

それでは、西部審査会から報告をお願いします。

西部審査会 はい、それでは、西部審査会から報告いたします。

審議番号 14 番について説明いたします。

こちらは、「第 1 号議案 19 番」と、関連案件です。地図ナンバーは 22 番です。転用目的は、営農型太陽光発電設備を設置するものです。

申請地は、筑邦市民センターから北西へ約 600 メートル、西鉄安武駅から南西へ約 500 メートルのところに位置しています。

農地区分については、農用地区域内にある農地ではありますが、転用目的が一時的な利用に供するものでありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

転用面積は、発電パネルの支柱 66 本、申請地の周囲を覆うフェンスの 49 本、電柱 1 本の面積のみであり、転用期間は許可日から 3 年間です。

地上より 2 メートル強から 3 メートル強の位置に、太陽光パネルを設置し、その下でレンゲを栽培する計画となっております。レンゲは飼料として、出荷する予定です。

つぎに、審議番号 20 番について、説明いたします。

こちらは、「第 1 号議案 14 番」と、関連する案件です。地図ナンバーは 28 番です。

転用目的は、露天駐車場の敷地を拡張するものです。

申請地は、\*\*\*\*\*から北東へ約 300 メートル、\*\*\*\*\*から北西へ約 500 メートルのところに位置しています。

農地区分については、10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第 1 種農地に該当いたしますが、転用目的が既存敷地の拡張であり、特別な立地条件を必要とする事業でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、新設する溜め枡を経由して西側の水路へ排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

以上、2 件につきまして、担当地区の農業委員および推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。ご審議の程、よろしく願いいたします。以上です。

議 長 報告が終わりましたので、ただいまから、質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議長 質疑がないようですので  
これにて質疑を終了し、ただ今から採決いたします。  
「第1号議案 審議番号19番」および「第4号議案 審議番号14番」について、  
賛成の方は、挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議長 はい、ありがとうございます。  
全員挙手により、「第1号議案 審議番号19番」および「第4号議案 審議番号  
14番」は、可決されました。  
つづきまして、「第1号議案 審議番号14番」および「第4号議案 審議番号20  
番」について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議長 はい、ありがとうございます。  
全員挙手により、「第1号議案 審議番号14番」および「第4号議案 審議番号  
20番」は、可決されました。  
つづきまして、「第4号議案のうち、審議番号14番および20番を除く議案」を議  
題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 9ページをお願いいたします。  
第4号議案 「農地法第5条の規定による許可申請について」、農地転用許可申請  
書が提出されたので付議いたします。  
東部地域 1番から11ページ10番までの10件です。  
1番 申請地 山本町耳納 畑 3筆計 1,173㎡、  
申請理由 申請地を取得し、露天駐車場および露天資材置場として利用するもので  
す。  
農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして  
不許可の例外規定を適用しております。  
2番 申請地 田主丸町秋成 畑 394㎡、

申請理由 申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。

農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

3番 申請地 田主丸町志塚島 田 541 m<sup>2</sup>、

申請理由 申請地を取得し、農家住宅を建築するものです。

農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

4番 申請地 田主丸町田主丸 田 275 m<sup>2</sup>、

申請理由 申請地を取得し、建売住宅(1戸)を建築するものです。

10ページをお願いいたします。

5番 申請地 田主丸町殖木 田 615 m<sup>2</sup>、

申請理由 申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。

農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

6番 申請地 北野町大城 畑 239 m<sup>2</sup>、

申請理由 申請地を取得し、露天駐車場の敷地を拡張するものです。

農地区分は、第1種農地ですが、特別の立地条件を必要とする事業として、不許可の例外規定を適用しております。

7番 申請地 北野町乙吉 畑 2筆計 360 m<sup>2</sup>、

申請理由 申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

8番 申請地 北野町金島 田 285 m<sup>2</sup>、

申請理由 申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。

農地区分は、1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

9番 申請地 北野町塚島 田 1,779 m<sup>2</sup>、

申請理由 申請地を取得し、特定建築条件付売買予定地(6区画)として、利用するものです。

農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

11ページをお願いいたします。

10番 申請地 北野町中 田 1,218 m<sup>2</sup>、

申請理由 申請地を取得し、就労継続支援B型事業所を建築するものです。

西部地域 11番から14番、20番を除く14ページ24番までの12件です。

11番 申請地 合川町 田 283 m<sup>2</sup>、

申請理由 申請地を取得し、盆栽置場として利用するものです。

12番 申請地 荒木町今 田 330 m<sup>2</sup>、

申請理由 申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。  
農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

13番 申請地 大善寺町藤吉 畑 2,026 m<sup>2</sup>、

申請理由 申請地を借り受けて、露天資材置場として利用するものです。  
農地区分は、農用地ですが、一時的な利用に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

12ページをお願いいたします。

15番 申請地 大善寺町宮本 田 2筆計 1,044 m<sup>2</sup>、

申請理由 申請地を取得し、露天資材置場として利用するものです。

16番 申請地 藤光町 田 1,691 m<sup>2</sup>、

申請理由 申請地を取得し、露天資材置場の敷地を拡張するものです。

13ページをお願いいたします。

17番 申請地 宮ノ陣町大杜 田 331 m<sup>2</sup>、

申請理由 申請地を借り受けて、分家住宅を建築するものです。  
農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

18番 申請地 安武町住吉 田 245 m<sup>2</sup>、

申請理由 申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

19番 申請地 安武町武島 田 8.25 m<sup>2</sup>、

申請理由 申請地を取得し、自己用住宅の敷地を拡張するものです。

14ページをお願いいたします。

21番 申請地 城島町大依 田 3筆計 276 m<sup>2</sup>、

申請理由 申請地を取得し、貸家住宅(3戸)を建築するものです。  
農地区分は、第1種農地ですが、隣接土地と同一事業に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

22番 申請地 三潞町玉満 田 6筆計 2,073 m<sup>2</sup>、

申請理由 申請地を取得し、特定建築条件付売買予定地(7区画)として利用するものです。

23番 申請地 三潞町西牟田 田 21 m<sup>2</sup>、

申請理由 申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

24番 申請地 三潞町西牟田 田畑 3筆計 1,166 m<sup>2</sup>、

申請理由 申請地を取得し、建売住宅(5戸)を建築するものです。  
農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

なお、9ページ審議番号1番、10ページ審議番号9番、11ページ審議番号13番、

14 ページ審議番号 24 番については、県農業会議の意見聴取案件でございます。  
以上で「第 4 号議案」の説明を終わります。

議 長 はい、それでは、事務局からの説明が終わりましたので、審査会から審査結果報告を受けたいと思います。それでは、東部審査会、西部審査会の順番で報告をお願いいたします。

東部審査会 はい、それでは、東部審査会からまいります。  
審議番号 1 番について説明いたします。地図ナンバーは 9 番です。  
転用目的は、露天資材置場および露天駐車場として利用するものです。  
申請地は、屏水中学校から南東へ約 700 メートル、草野小学校から西へ約 1.8 キロメートルのところに位置します。  
農地区分については、10 ヘクタール以上の農地の広がりがある区域内にある農地であり、第 1 種農地に該当いたしますが、転用目的が、地域農業の振興に資する施設に供するものでありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。  
雨水排水につきましては、自然流下で東側の水路へ排水されます。  
汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。  
被害防除につきましては、コンクリートブロックの設置と法面施工を行い、土砂の流出を防ぐ計画となっております。  
つづきまして、審議番号 2 番について説明いたします。地図ナンバーは 10 番です。  
転用目的は、自己用住宅を建築するものです。  
申請地は、船越小学校から西へ約 740 メートル、水分小学校から東へ約 1.5 キロメートルのところに位置します。  
農地区分については、10 ヘクタール以上の農地の広がりがある区域内にある農地であり、第 1 種農地に該当いたしますが、転用目的が、地域農業の振興に資する施設に供するものでありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。  
雨水排水につきましては、溜め桝と南側に道路側溝を新設し、西側へ排水します。  
汚水・生活雑排水につきましても、合併浄化槽と南側の新設道路側溝を通じて西側へ排水されます。  
被害防除につきましては、コンクリートブロックの設置により、土砂の流出を防ぐ計画となっております。  
つづきまして、審議番号 3 番について説明いたします。地図ナンバーは 11 番です。  
転用目的は、農家住宅を建築するものです。  
申請地は、川会小学校から北東へ約 450 メートル、田主丸中学校から西へ約 2.4 キ

ロメートルのところに位置します。

農地区分については、10ヘクタール以上の農地の広がりがある区域内にある農地であり、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が、地域農業の振興に資する施設に供するものでありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜め柵を通じて西側側溝へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を通じて西側側溝へ排水されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号4番について説明いたします。地図ナンバーは12番です。

転用目的は、建売住宅を(1戸)を建築するものです。

申請地は、田主丸駅から北西へ約300メートル、田主丸中学校から南へ約950メートルのところに位置します。

農地区分については、おおむね300メートル以内に鉄道の駅がある農地でありますので、第3種農地と判断しています。

雨水排水につきましては、溜め柵を通じて東側道路側溝へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましても、東側下水道管へ接続されます。

被害防除につきましては、L型擁壁を設置して、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号5番について説明いたします。地図ナンバーは13番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、田主丸小学校から東へ約1キロメートル、船越小学校から南西へ約860メートルのところに位置します。

農地区分については、10ヘクタール以上の農地の広がりがある区域内にある農地であり、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が、地域農業の振興に資する施設に供するものでありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しています。

雨水排水につきましては、溜め柵を通じて北側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、西側道路の下水道管へ接続されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号6番について説明いたします。地図ナンバーは14番です。

転用目的は、露天駐車場の敷地を拡張するものです。

申請地は、大城小学校から南へ約1.2キロメートル、善導寺小学校から北東へ約1.2キロメートルのところに位置します。

農地区分については、10ヘクタール以上の農地の広がりがある区域内にある農地であり、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が、特別の立地条件を必要とする

事業に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しています。雨水排水につきましては、自然流下と溜め柵を通じて北側の水路へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、法面施工により、土砂の流出を防ぐ計画となっています。つづきまして、審議番号7番について説明いたします。地図ナンバーは15番です。転用目的は、自己用住宅の建築です。

申請地は、大城駅から南東へ約130メートル、大城小学校から北へ約700メートルのところに位置します。

農地区分については、都市計画法に規定する用途地域内にある農地ですので、第3種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、溜め柵を通じて北側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましても、合併浄化槽を通じて北側の水路へ排水されます。被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画となっています。

つづきまして、審議番号8番について説明いたします。地図ナンバーは16番です。転用目的は、自己用住宅の建築です。

申請地は、大城小学校から東へ約440メートル、金島駅から南西へ約1.2キロメートルのところに位置します。

農地区分については、10ヘクタール以上の農地の広がりがある区域内にある農地であり、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が、地域農業の振興に資する施設に供するものでありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しています。

雨水排水につきましては、溜め柵を経由して南側道路の側溝へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましても、合併浄化槽を通じて南側道路の側溝へ排水されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画となっています。

つづきまして、審議番号9番について説明いたします。地図ナンバーは17番です。転用目的は、特定建築条件付売買予定地(6区画)として利用するものです。

申請地は、北野中学校から東へ約50メートル、大城小学校から西へ約950メートルのところに位置します。

農地区分については、10ヘクタール以上の農地の広がりがある区域内にある農地であり、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が、地域農業の振興に資する施設に供するものでありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しています。

雨水排水につきましては、溜め柵を通じて南側の側溝へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましても、南側道路の下水道管へ接続されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計

画となっています。

つづきまして、審議番号 10 番について説明いたします。地図ナンバーは 18 番です。

転用目的は、就労継続支援 B 型事業所を建設するもので、障害者の方が働くカフェとして運営されます。

申請地は、三井中央高校から北西へ約 230 メートル、北野駅から北東へ約 480 メートルのところに位置します。

農地区分については、都市計画法に規定する用途地域内にある農地ですので、第 3 種農地と判断しています。

雨水排水につきましては、溜め枒を通じて南側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、東側の下水道管へ接続されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画となっています。

これら全ての申請案件について、排水承諾書等、添付書類を確認しております。

以上、10 件につきまして、担当地区の農業委員および推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しています。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

西部審査会 はい、西部審査会から報告いたします。

審議番号 11 番について説明いたします。地図ナンバーは 19 番です。

転用目的は、盆栽置場として利用するものです。

申請地は、合川小学校から西へ約 500 メートル、百年公園から南東へ約 700 メートルのところに位置しています。

農地区分については、おおむね 10 ヘクタール未満規模の農地の区域内にある農地で、市街化区域に近接しておりますので、第 2 種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、溜め枒を経由して北側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、法面施工により、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つぎに、審議番号 12 番について説明いたします。地図ナンバーは 20 番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、荒木小学校から南へ約 1.6 キロメートル、JR 西牟田駅から北西へ約 1.2 キロメートルのところに位置しています。

農地区分については、第 3 種要件および第 2 種要件に該当せず、特定土地改良事業の施行の区域内にある農地でありますので、第 1 種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当する

ものと判断しております。

雨水排水につきましては、新設する溜め枒を経由して、西側の道路側溝へ排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して、西側の道路側溝へ排水します。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つぎに、審議番号 13 番について説明いたします。地図ナンバーは 21 番です。

転用目的は、公共下水道事業に伴い、露天資材置場として利用するものです。

申請地は、大善寺小学校から西へ約 1 キロメートル、久留米市西部地区体育館から南へ約 300 メートルのところに位置しています。

農地区分については、農用地区域内にある農地ではありますが、転用目的が一時的な利用に供するものでありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下。

汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、既存の法面により、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つぎに、審議番号 15 番について説明いたします。地図ナンバーは 23 番です。

転用目的は、露天資材置場として利用するものです。

申請地は、西鉄大善寺駅から東へ約 500 メートル、筑邦市民センターから南西へ約 1 キロメートルのところに位置しています。

農地区分については、西鉄大善寺駅からおおむね 500 メートルの区域内にある農地でありますので、第 2 種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、既設の法面および緩衝地をもうけることで、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つぎに、審議番号 16 番について説明いたします。地図ナンバーは 24 番です。

転用目的は、露天資材置場の敷地を拡張するものです。

申請地は、久留米工業大学から西へ約 700 メートル、荒木中学校から東へ約 1.7 キロメートルのところに位置しています。

農地区分については、おおむね 10 ヘクタール未満規模の農地の区域内にある農地で、市街化区域に近接しておりますので、第 2 種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、素掘り水路を通じて南側の水路へ排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、既設の畦により、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つぎに、審議番号 17 番について説明いたします。地図ナンバーは 25 番です。

転用目的は、分家住宅を建築するものです。

申請地は、宮ノ陣小学校から南東へ約 700 メートル、弓削小学校から西へ約 1.6 キロメートルのところに位置しています。

農地区分については、10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第 1 種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、溜め枡を経由して北側の水路へ排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、北側道路に埋設している市下水道管へ接続されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックにより、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つぎに、審議番号 18 番について説明いたします。地図ナンバーは 26 番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、安武小学校から南へ約 300 メートル、美希保育園から西へ約 900 メートルのところに位置しています。

農地区分については、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500 メートル以内に小学校と保育園がある農地でありますので、第 3 種農地に該当いたします。

雨水排水につきましては、新設する溜め枡を経由して東側の道路側溝へ排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、東側に埋設している市下水道管へ接続されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つぎに、審議番号 19 番について説明いたします。地図ナンバーは 27 番です。

転用目的は、自己用住宅の敷地を拡張するものです。

申請地は、安武小学校から北へ約 400 メートル、淡河病院から南西へ約 200 メートルのところに位置します。

農地区分については、農用地区域内農地以外であって、甲種農地、第 1 種農地および第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地でありますので、第 2 種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、溜め枡を経由して、北側の水路へ排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、東側道路に埋設している市下水道管へ接続されます。

被害防除につきましては、周囲の土地と高さを合わせることで、土砂の流出を防ぐ

計画となっております。

つぎに、審議番号 21 番について説明いたします。地図ナンバーは 29 番です。

転用目的は、貸家住宅(3 戸)を建築するものです。

申請地は、三瀨高等学校から東へ約 500 メートル、城島総合支所から北東へ約 1 キロメートルのところに位置しています。

農地区分については、第 3 種要件および第 2 種要件に該当せず、特定土地改良事業の施工の区域内にある農地ですので、第 1 種農地に該当いたしますが、転用目的が隣接土地と同一事業に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、新設する溜め枒を經由して西側の水路へ排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を設置し、西側の水路へ排水します。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つぎに、審議番号 22 番について説明いたします。地図ナンバーは 30 番です。

転用目的は、特定建築条件付売買予定地(7 区画)として利用するものです。

申請地は、西鉄犬塚駅から北へ約 500 メートル、三瀨総合支所から南西へ約 500 メートルのところに位置しています。

農地区分については、西鉄犬塚駅からおおむね 500 メートルの区域内にある農地であるますので、第 2 種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、申請地内に新設する道路側溝を經由して北側および南側の道路側溝へ排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を設置し、申請地内に新設する道路側溝を經由して北側および南側の道路側溝へ排水します。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つぎに、審議番号 23 番について説明いたします。地図ナンバーは 31 番です。

転用目的は自己用住宅を建築するものです。

申請地は、犬塚駅から南東へ約 1.6 キロメートル、西牟田小学校から南西へ約 1.2 キロメートルのところに位置しています。

農地区分については、農用地区域内農地以外であって、甲種農地、第 1 種農地および第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地でありますので、第 2 種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、新設する溜め枒を經由して北側の道路側溝へ排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を經由して、北側の道路側溝へ排水します。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防ぐ計画

となっております。

つぎに、審議番号 24 番について説明いたします。地図ナンバーは 32 番です。

転用目的は、建売住宅(5 戸)を建築するものです。

申請地は、JR 西牟田駅から北西へ約 1.2 キロメートル、十連病院から北東へ約 200 メートルのところに位置しています。

農地区分については、10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第 1 種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、申請地内に新設する道路側溝を経由して北側の水路へ排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して、北側の道路側溝へ排水します。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

これら全ての申請案件について、排水承諾書等、添付書類を確認しております。

以上、12 件につきまして、担当地区の農業委員および推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。

ご審議の程、よろしく願いいたします。以上です。

議 長 はい、報告が終わりましたので、ただ今から質疑に入ります。  
質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑が無いようですので、これにて質疑を終了し、ただ今から採決をいたします。  
「第 4 号議案のうち、審議番号 14 番および 20 番を除く議案」について賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 はい、ありがとうございます。  
全員挙手により、「第 4 号議案のうち、審議番号 14 番および 20 番を除く議案」は、可決されました。  
なお、審議番号 1 番、9 番、13 番、14 番、20 番および 24 番は許可相当として、県農業会議へと意見聴取いたします。  
つづきまして、第 5 号議案 「非農地証明について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 15 ページをお願いいたします。

第 5 号議案 「非農地証明について」、非農地証明願が提出されたので付議いたします。

西部地域 1 番 1 件です。

1 番 申請地 三潯町高三潯 田 2 筆計 242 m<sup>2</sup>、現況 宅地、  
証明理由 建築物等の敷地として相当なものであり、かつ、建築後 20 年以上経過  
しているものです。

地図ナンバーは 33 です。

以上で説明を終わります。

議長 はい、事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。  
質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議長 質疑が無いようですので、これにて質疑を終了し、ただ今から採決をいたします。  
「第 5 号議案」について賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議長 はい、ありがとうございます。  
全員挙手により、「第 5 号議案」は、可決されました。  
つづきまして、第 6 号議案 「農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補  
者名簿への登録申請について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 16 ページをお願いいたします。

第 6 号議案 「農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録  
申請について」、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登  
録申請書が提出されたので、付議いたします。

審議番号 1 番、2 番の 2 件です。

1 番 申請人 宮ノ陣町若松 \*\*\*\*、経営面積 111,188 m<sup>2</sup>、  
農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

2 番 申請人 東合川 3 丁目 \*\*\*\*、経営面積 27,239 m<sup>2</sup>、

農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

以上で説明を終わります。

議 長 はい、事務局の説明が終わりましたので、ただ今から質疑に入ります。  
質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑が無いようですので、これにて質疑を終了し、ただ今から採決いたします。  
「第 6 号議案」について賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 はい、ありがとうございます。  
全員挙手により、「第 6 号議案」は、可決されました。  
つづきまして、第 7 号議案 「久留米市農用地利用集積計画の決定について」を議  
題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 17 ページをお願いいたします。  
第 7 号議案 「久留米市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化  
促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の決定を求められた  
ので、付議いたします。

1.所有権移転 10 件、2.利用権設定(農地中間管理事業関係) 1 件です。

18 ページをお願いいたします。

1.所有権移転

第 1 区 1 番から 19 ページ 6 番までの 6 件です。

1 番 所在地 宮ノ陣町大杜 田 1,619 m<sup>2</sup>、推進機構への売渡しとなります。

2 番 所在地 宮ノ陣町八丁島 田 3,673 m<sup>2</sup>、推進機構への売渡しとなります。

3 番 所在地 宮ノ陣町八丁島 田 3,789 m<sup>2</sup>、推進機構からの買入となります。

4 番 所在地 宮ノ陣町若松 田畑 3 筆計 3,273 m<sup>2</sup>、推進機構からの買入とな  
ります。

19 ページをお願いいたします。

5 番 所在地 安武町武島 田 3 筆計 3,187 m<sup>2</sup>、推進機構からの買入となりま  
す。

6 番 所在地 安武町武島 田 2 筆計 4,701 m<sup>2</sup>、推進機構からの買入となりま  
す。

第2区 7番 1件です。

7番 所在地 田主丸町中尾 田 1,463 m<sup>2</sup>、推進機構からの買入となります。

第3区 8番から20ページ10番までの3件です。

8番 所在地 北野町鳥巢 畑 502 m<sup>2</sup>、推進機構への売渡しとなります。

20ページをお願いいたします。

9番 所在地 北野町鳥巢 畑 250 m<sup>2</sup>、推進機構への売渡しとなります。

10番 所在地 北野町仁王丸 田 3,000 m<sup>2</sup>、推進機構からの買入となります。

#### 2.利用権設定(農地中間管理事業関係)

第3区 1番 1件です。

1番 所在地 北野町鳥巢 畑 520 m<sup>2</sup>、推進機構への貸付です。

貸付期間は令和2年2月1日から令和12年6月9日までです。

以上、1.所有権移転の審議番号1番から10番までおよび2.利用権設定(農地中間管理事業関係)の審議番号1番 1件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしているものと考えられます。

以上で、説明を終わります。

議 長 はい、事務局の説明が終わりましたので、ただ今から質疑に入ります。  
質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑が無いようですので、これにて質疑を終了し、ただ今から採決をいたします。  
「第7号議案」について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 はい、ありがとうございます。  
全員挙手により、「第7号議案」は、可決されました。  
よって久留米市長あて、通知いたします。  
つづきまして、第8号議案「農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく別段の面積の設定について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 21ページをお願いいたします。  
第8号議案「農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく別段の面積の設定について」空き家に付随する農地指定申請書が提出されたので付議いたします。  
東部地域 1番 1件です。

1番 申請地 善導寺町与田 畑 595 m<sup>2</sup>、別段面積 5.95 アールです。  
地図ナンバーは 34 です。

以上、審議番号 1 番の案件につきましては、審査会にて、説明を行ってまいりましたが、久留米市空き家情報バンクに登録された空き家に付属する農地の取り扱い基準に適合していることを報告いたします。

以上で、説明を終わります。

議 長 はい、事務局の説明が終わりましたので、ただ今から質疑に入ります。  
質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑が無いようですので、これにて質疑を終了し、ただ今から採決をいたします。  
「第 8 号議案」について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 はい、ありがとうございます。  
全員挙手により、「第 8 号議案」は、可決されました。  
傍聴者に申し上げます。  
第 1 号議案から第 8 号議案まで、審議が終了しましたので、退席をお願いいたします。

つづきまして、報告事項に入ります。

報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理の専決について

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理の専決について

報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

事務局からの説明を省略いたします。

それでは、ただいまから、質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

質疑ございませんか。

「無しの声」

議 長 はい、質疑が無いようですので、質疑を終了いたします。  
従いまして、報告第 1 号から報告第 3 号までの報告事項を終わります。  
つぎにお諮りをいたします。

本総会におきまして議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。異議ございませんか。

「異議なしの声」

議長 はい、ご異議なしと認めます。  
よって議決されました案件で条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定をいたしました。  
ただいまから、議事録署名委員を指名いたします。  
久留米市農業委員会会議規則 第10条 第2項の規定により

8番 緒方 義範 委員

22番 馬渡 恵美子 委員 をお願いをいたします。

以上を持ちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。